

公益社団法人 日本獣医師会
令和8年度産業動物獣医師魅力発信普及事業応募要領

第1 事業名

産業動物獣医師魅力発信普及事業

第2 事業の趣旨及び業務内容

公示資料のとおり。

第3 契約額

提案内容に基づき、本会と契約候補者と協議の上決定し、契約するものとする。

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 獣医師の職域に対する十分な理解とともに産業動物獣医師の業務を熟知し、獣医師法、獣医療法、薬機法等、動物愛護管理法、愛玩動物看護師法等、関係法令の趣旨の理解に努め、広報普及活動を円滑に実施できる者
- (2) 事業内容の検討、関係者等との調整において、本会が指定する会議等に参加できる者
- (3) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (5) これまでに本事業内容と同等以上の中・高生向け情報発信・普及活動の実績があり、かつ全国の高校、予備校、塾等に十分なコネクションを有する者。
- (6) 事業遂行上発生する内容変更等、環境の変化による今後の対応変更に係る協議に柔軟に応じることができる者
- (6) 服務規程等において、業務上知り得た情報を漏らさないという条件を満たしている者
- (7) 法人として、個人情報保護マネジメントシステムを有している者。

第5 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は令和8年度内とする。

第6 参加表明書及び企画提案書の提出期限

本事業への参加を希望する者は、事業参加表明書（別紙様式第1号）及び企画提案書を令和8年5月28日（木）13時までに、電子メール（宛先：

jimykyoku9@nichiju.or.jp) にてPDF形式のファイルにより提出すること。

第7 提出書類

1 参加表明書

2 企画提案書

3 事業に係る費用の見積書

本事業を実施するために必要な経費の全ての金額（消費税等の一切の経費を含む合計金額を記載のこと。）のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

4 企業（団体）案内資料（パンフレット等）

5 定款又は寄付行為

6 過去2期分の決算報告書

7 過去の事業実績等のわかる資料

過去3年間において本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合はこれについて記入したものを提出のこと。なお、実績が複数ある場合は、最近のものから順に最大3件まで記載すること。

第8 審査方法

1 企画提案書等の提出者について、企画提案の内容等について本会が必要と認めたときは、指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を求めることがある。

2 審査は、本会が設置する委員会が行う。

3 審査にあたっては、企画提案書等の審査の結果、最上位の者を契約候補者として選定し、本会会長に推薦する。ただし、委員会が、企画提案書等の審査結果が最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがある。

第9 審査基準

企画提案書等の審査の基準は、次のとおりとする。

1 応募要領第4の応募資格を満たしているか。

2 事業の趣旨に合致し、産業動物獣医師の魅力を効果的に発信・普及できる企画内容となっているか。

3 履行期限内に業務を実施し得るか。

4 業務を円滑に行う体制は整っているか。

5 事業実施に当たっての所要経費の積算は適切か。

第10 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月10日（水）までに全ての参加表明者へ通知する。

第11 企画提案に要する費用

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず応募者が負担するものとする。

第12 企画提案書等の返却の可否等

- 1 提出された企画提案書等は、返却しない。
- 2 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- 3 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は事業終了まで変更できないものとする。
- 4 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書等を無効とする。

第13 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第14 契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

第15 委託費の支払方法

本事業の委託費の支払いは、契約書に定める検査に合格し、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

第16 成果品に係る権利の帰属等

本事業により取得した、次の各号に掲げる権利等は本会が承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権（なお、著作者は本会および本会から適法に著作物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないものとする。）

第17 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

電話：03（3475）1601 F A X：03（3475）1604

担当者：松岡/畠山/榊原

(別紙様式第 1 号)

令和 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

令和 8 年度産業動物獣医師魅力発信普及事業参加表明書

令和 8 年度産業動物獣医師魅力発信普及事業の企画競争に参加することを表明します。

なお、企画提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)
所属・役職

担当者氏名

電話番号

F A X 番号